2010年9月8日　静岡新聞

（第三種郵便物認可）

ひろば

「共同親権」で子の命守ろう

静岡市駿河区　牧野ひろ子（無職　58歳）

日本は多くの先進国より遅れた単独親権制度。単独親権者が不適切な養育をしていても、実親や行政が入れず、多くの子どもが傷つき、尊い命も失われています。共同親権であれば保育園、学校、地域の協力も可能になり、本当の子育て支援になります。現段階では、非親権者はわが子の虐待を知っても、容易に助けることができません。

母性を忘れた母親が内縁関係にある男に心を奪われ、わが子を虐待する事件の多さ。本紙連載の「虐待を受けた子」には、心に深い傷を受けた子の切ない生活とその後の養育の苦難が書かれていました。

無垢（むく）で純心な幼い命を、倫理観を失った親の身勝手で傷つけるのは罪深いことです。

離婚による家裁の判決は養育する資質など問わず親権を母親優先にし、父子のきずなを引き離し、子の奪い合いを激化させています。内縁関係の男と同居し、母子家庭手当を詐取する例もあるようです。

親権変更を司法に願い出ても、10歳にならないと子どもの主張はよほどのことがない限り認められません。子どもの人権のためにも、離婚後両親が子を見守り続け、教育や育児について検討できる共同親権制度を望みます。

幼い子どもの人権を無視した虐待事件は切な過ぎます。